

岐阜県公報

目次

教育委員会規則

岐阜県立高等学校管理規則の一部を改正する規則

(学校支援課)

一

公 示

指定技能教育施設の内容変更

(学校支援課)

二

号外 (三) 平成二十九年 四月 一日

教育委員会規則

岐阜県立高等学校管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十九年四月一日

岐阜県教育委員会

教育長 松 川 禮 子

岐阜県教育委員会規則第十一号

岐阜県立高等学校管理規則の一部を改正する規則

岐阜県立高等学校管理規則(昭和三十九年岐阜県教育委員会規則第三号)の一部を次のように改正する。

目次中「第四十三条の三」を「第四十三条の四」に改める。

第四十条から第四十二条までの規定中「転学、転籍、転科、退学、休学、復学願」を「転学、転籍、転科、退学、休学、復学、再入学願」に改める。

第四十三条の三を次のように改める。

(除籍)

第四十三条の三 校長は、死亡した生徒を除籍するものとする。

2 校長は、次の各号のいずれかに該当する生徒を除籍することができる。

一 長期間にわたり行方不明の生徒

二 正当な理由がなく授業料又は入学金を滞納している生徒

第八章中第四十三条の三の次に次の一条を加える。

(再入学)

第四十三条の四 除籍された者が、再入学を希望するときは、当該除籍の日から一年以上以内に転学、転籍、転科、退学、休学、復学、再入学願(別記第十二号様式)により保

讀者から校長に願ひ出なければならぬ。

2 校長は、前項の規定による願ひ出があつた場合において、特別の理由があるを認めるときは、除籍当時の学年以下の学年への再入学を許可することができる。

第四十七条中「及び第四十三条の三」を「から第四十三条の四まで」に改める。

別記第十二号様式中「及び第42条」を「、第42条及び第43条の4」に、「転学、転籍、転科、退学、休学、復学願」を「転学、転籍、転科、退学、休学、復学、再入学願」に改める。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

公 示

指定技能教育施設の内容変更

学校教育法施行令（昭和二十八年政令第三百四十号）第三十四条第一項の規定により、指定技能教育施設の内容の変更の届出があつたので、同条第三項の規定により公示する。

平成二十九年四月一日

岐阜県教育委員会

教育長 松 川 禮 子

変更した内容

指定技能教育施設の名称

(変更前) 学校法人平野学園 大垣文化総合専門学校
(変更後) 学校法人平野学園 ヴィジョンネクス情報デザイン専門学校

平成二十九年四月一日発行

発行者 発行所

岐阜市数田南二丁目一番一号
岐阜県 岐阜市

編集 岐阜市三輪ふりんとびあ十三一 岐阜文芸社